

平成30年1月17日  
スポーツ推進部

## 世田谷区立総合運動場条例の一部改正について

### (付議の要旨)

使用料・利用料及び公共施設運用の見直しに伴い、世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する。

### 1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料の改定及び公共施設運用の見直しを実施するため、平成30年第1回区議会定例会に世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例を提案する。

### 2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

#### (1) 使用料・利用料の見直し

区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。

#### (2) 公共施設運用の見直し

区民利用施設の有効利用を促進し、地区力の向上を図るためにキャンセル料を見直す。

### 3 今後のスケジュール（予定）

平成30年 2月	オリンピック・パラリンピック・環境対策等特別委員会 （条例改正案）
	平成30年第1回区議会定例会（条例改正案） 公布（同日施行）
10月	料金改定

世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立総合運動場条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年 3月30日条例第20号</p> <p>改正</p> <p>昭和42年 3月25日条例第13号            昭和42年 7月 1日条例第31号            昭和42年 9月20日条例第42号            昭和44年 3月26日条例第13号            昭和45年 3月27日条例第11号            昭和46年 3月10日条例第 4号            昭和48年 3月31日条例第 4号            昭和51年 3月22日条例第23号            昭和52年 6月24日条例第23号            昭和54年 3月23日条例第23号            昭和56年12月 1日条例第58号            昭和58年 3月29日条例第16号            昭和61年 3月29日条例第26号            平成 2年 3月14日条例第25号            平成 7年 3月15日条例第27号            平成 9年 3月12日条例第36号            平成11年 3月11日条例第21号            平成13年 3月13日条例第42号            平成15年 3月13日条例第35号            平成16年 3月12日条例第27号            平成17年 6月21日条例第43号            平成18年 3月14日条例第47号            平成18年10月 3日条例第69号</p>	<p>○世田谷区立総合運動場条例</p> <p style="text-align: right;">昭和41年 3月30日条例第20号</p> <p>改正</p> <p>昭和42年 3月25日条例第13号            昭和42年 7月 1日条例第31号            昭和42年 9月20日条例第42号            昭和44年 3月26日条例第13号            昭和45年 3月27日条例第11号            昭和46年 3月10日条例第 4号            昭和48年 3月31日条例第 4号            昭和51年 3月22日条例第23号            昭和52年 6月24日条例第23号            昭和54年 3月23日条例第23号            昭和56年12月 1日条例第58号            昭和58年 3月29日条例第16号            昭和61年 3月29日条例第26号            平成 2年 3月14日条例第25号            平成 7年 3月15日条例第27号            平成 9年 3月12日条例第36号            平成11年 3月11日条例第21号            平成13年 3月13日条例第42号            平成15年 3月13日条例第35号            平成16年 3月12日条例第27号            平成17年 6月21日条例第43号            平成18年 3月14日条例第47号            平成18年10月 3日条例第69号</p>

改正後	改正前																
<p>平成19年12月11日条例第72号  平成20年 3月11日条例第 2号  平成20年12月 9日条例第68号  平成24年12月10日条例第65号  平成27年12月 7日条例第63号  平成28年 9月29日条例第43号  <u>平成30年 月 日条例第 号</u></p>	<p>平成19年12月11日条例第72号  平成20年 3月11日条例第 2号  平成20年12月 9日条例第68号  平成24年12月10日条例第65号  平成27年12月 7日条例第63号  平成28年 9月29日条例第43号</p>																
<p>(使用することができる者の範囲)  第5条 総合運動場の施設(駐車場を除く。以下この条、第17条及び別表2において同じ。)を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長(第13条の規定により総合運動場の管理を行う者(以下「指定管理者」という。))を含む。以下この条、次条、第9条(第1項第5号を除く。)及び第10条において同じ。)が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>(使用することができる者の範囲)  第5条 総合運動場の施設(駐車場を除く。以下この条、第17条及び別表2において同じ。)を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長(第13条の規定により総合運動場の管理を行う者(以下「指定管理者」という。))を含む。以下この条、次条、第9条(第1項第4号を除く。)及び第10条において同じ。)が認めたときは、この限りでない。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>種別</th> <th>使用することができる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体</td> <td>世田谷区立大蔵運動場</td> <td>体育館(主競技場、第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、エアラ イフル場、体育室及び会議室 兼軽運動室)洋弓場 水泳場 野球場 陸上</td> <td>次の要件を満たす団体(以下「区民等の団体」という。)  1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	種別	使用することができる者	団体	世田谷区立大蔵運動場	体育館(主競技場、第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、エアラ イフル場、体育室及び会議室 兼軽運動室)洋弓場 水泳場 野球場 陸上	次の要件を満たす団体(以下「区民等の団体」という。) 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>種別</th> <th>使用することができる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体</td> <td>世田谷区立大蔵運動場</td> <td>体育館(主競技場、第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、エアラ イフル場、体育室及び会議室 兼軽運動室)洋弓場 水泳場 野球場 陸上</td> <td>次の要件を満たす団体(以下「区民等の団体」という。)  1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	種別	使用することができる者	団体	世田谷区立大蔵運動場	体育館(主競技場、第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、エアラ イフル場、体育室及び会議室 兼軽運動室)洋弓場 水泳場 野球場 陸上	次の要件を満たす団体(以下「区民等の団体」という。) 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構
区分	名称	種別	使用することができる者														
団体	世田谷区立大蔵運動場	体育館(主競技場、第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、エアラ イフル場、体育室及び会議室 兼軽運動室)洋弓場 水泳場 野球場 陸上	次の要件を満たす団体(以下「区民等の団体」という。) 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構														
区分	名称	種別	使用することができる者														
団体	世田谷区立大蔵運動場	体育館(主競技場、第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、エアラ イフル場、体育室及び会議室 兼軽運動室)洋弓場 水泳場 野球場 陸上	次の要件を満たす団体(以下「区民等の団体」という。) 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構														

改正後				改正前			
		競技場	<p>成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。)</p> <p>2 構成員の総数が5人以上であること。</p>			競技場	<p>成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。)</p> <p>2 構成員の総数が5人以上であること。</p>
		庭球場	<p>構成員の2人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が4人以下の団体又は区民等の団体</p>			庭球場	<p>構成員の2人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が4人以下の団体又は区民等の団体</p>
	世田谷区立二子玉川緑地運動場	サッカー場 少年サッカー場 球技場 野球場 少年野球場	区民等の団体		世田谷区立二子玉川緑地運動場	サッカー場 少年サッカー場 球技場 野球場 少年野球場	区民等の団体
個人	世田谷区立大蔵運動場	体育館(第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、エア	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区	個人	世田谷区立大蔵運動場	体育館(第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、エア	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区

改正後				改正前			
		ライフル場、体育室及び会議室兼軽運動室) 洋弓場 水泳場 陸上競技場	内に住所、勤務先又は通学先を有する者)			ライフル場、体育室及び会議室兼軽運動室) 洋弓場 水泳場 陸上競技場	内に住所、勤務先又は通学先を有する者)
		体育館(トレーニングルーム)	区内に住所を有する15歳以上の者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。)(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者)			体育館(トレーニングルーム)	区内に住所を有する15歳以上の者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。)(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者)
2	前項に定めるもののほか、第17条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、総合運動場の施設を使用することができる。	3	陸上競技場の附帯設備を使用することができる者は、区民等の団体及び第17条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等とする。 (使用)	2	前項に定めるもののほか、第17条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、総合運動場の施設を使用することができる。	3	陸上競技場の附帯設備を使用することができる者は、区民等の団体及び第17条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等とする。 (使用)
第6条	総合運動場の施設又は附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、 <del>規則で定める手続により</del> 、区長の承認を受けなければならない。	第6条	総合運動場の施設又は附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則で定める手続により、区長の承認を受けなければならない。				

改正後	改正前
<p><u>2 前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第 号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。</u></p> <p><u>3 区長は、工事その他の理由により陸上競技場のトラックを除く部分を使用させることができない場合において管理上支障のないときは、区民等の団体及び第17条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等に対し、陸上競技場のトラック及び附帯設備の使用を承認することができる。</u> （使用の不承認）</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、使用の承認をしない。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき（規則で定める場合を除く。）。</p> <p>(2) 秩序をみだすおそれがあると認めるとき。</p> <p><u>(3) 施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(4) 管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号</u>に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。</p> <p>2 区長は、総合運動場の施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。</p>	<p>2 区長は、工事その他の理由により陸上競技場のトラックを除く部分を使用させることができない場合において管理上支障のないときは、区民等の団体及び第17条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等に対し、陸上競技場のトラック及び附帯設備の使用を承認することができる。</p> <p>（使用の不承認）</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、使用の承認をしない。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき（規則で定める場合を除く。）。</p> <p>(2) 秩序をみだすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。</p> <p>2 区長は、総合運動場の施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。</p>

改正後	改正前												
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 (利用料金)</p> <p>第16条 使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表2のとおりとする。</p> <p><u>3 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。</u></p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 (利用料金)</p> <p>第16条 使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表2のとおりとする。</p> <p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>												
<p><u>附 則 (平成30年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第16条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の別表2の規定は、平成30年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</u></p>													
<p>別表1 (第2条)</p> <table border="1" data-bbox="174 1018 1066 1294"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立大蔵運動場</td> <td>東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号</td> </tr> <tr> <td>同 二子玉川緑地運動場</td> <td>同 鎌田一丁目・二丁目・宇奈根一丁目・神奈川県川崎市高津区宇奈根・久地先</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立大蔵運動場	東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号	同 二子玉川緑地運動場	同 鎌田一丁目・二丁目・宇奈根一丁目・神奈川県川崎市高津区宇奈根・久地先	<p>別表1 (第2条)</p> <table border="1" data-bbox="1173 1018 2065 1294"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立大蔵運動場</td> <td>東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号</td> </tr> <tr> <td>同 二子玉川緑地運動場</td> <td>同 鎌田一丁目・二丁目・宇奈根一丁目・神奈川県川崎市高津区宇奈根・久地先</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立大蔵運動場	東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号	同 二子玉川緑地運動場	同 鎌田一丁目・二丁目・宇奈根一丁目・神奈川県川崎市高津区宇奈根・久地先
名称	位置												
世田谷区立大蔵運動場	東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号												
同 二子玉川緑地運動場	同 鎌田一丁目・二丁目・宇奈根一丁目・神奈川県川崎市高津区宇奈根・久地先												
名称	位置												
世田谷区立大蔵運動場	東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号												
同 二子玉川緑地運動場	同 鎌田一丁目・二丁目・宇奈根一丁目・神奈川県川崎市高津区宇奈根・久地先												
<p>別表2 (第16条関係)</p> <p>1 世田谷区立大蔵運動場 体育館 (トレーニングルームを除く。) ・洋弓場</p>	<p>別表2 (第16条関係)</p> <p>1 世田谷区立大蔵運動場 体育館 (トレーニングルームを除く。) ・洋弓場</p>												

改正後								改正前													
種別	区分	団体				単位時間	個人		種別	区分	団体				単位時間	個人					
		単位時間等及び利用料金					単位時間	利用料金 (1人)			単位時間等及び利用料金					単位時間	利用料金 (1人)				
		規則で定める 単位時間		全日				平日			日曜日、 土曜日 及び休日	規則で定める 単位時間		全日			平日	日曜日、 土曜日 及び休日	平日	日曜日、 土曜日 及び休日	
		1時間につき		午前9時から午後9時まで								1時間につき		午前9時から午後9時まで							
		平日	日曜日、 土曜日 及び休日	平日	日曜日、 土曜日 及び休日							平日	日曜日、 土曜日 及び休日	平日							日曜日、 土曜日 及び休日
体育館	主競技場	5,040円	6,040円	51,980円	62,350円				体育館	主競技場	4,200円	5,040円	43,320円	51,960円							
	第1武道場(昼)	640円	720円	6,190円	7,340円	1時間以内	280円	330円		第1武道場(昼)	540円	600円	5,160円	6,120円	1時間以内	240円	280円				
	第2武道場(床)	640円	720円	6,190円	7,340円					第2武道場(床)	540円	600円	5,160円	6,120円							
	弓道場	640円	720円	6,190円	7,340円					弓道場	540円	600円	5,160円	6,120円							
	エアリアル場	790円	930円	7,770円	9,210円					エアリアル場	660円	780円	6,480円	7,680円							
	体育室	640円	720円	6,190円	7,340円					体育室	540円	600円	5,160円	6,120円							
	会議室兼軽運動室	500円	570円	4,750円	5,610円					会議室兼軽運動室	420円	480円	3,960円	4,680円							
	洋弓場	790円	930円	7,770円	9,210円	1時間以	280円	330円		洋弓場	660円	780円	6,480円	7,680円	1時間以	240円	280円				



改正後

改正前

体育館（トレーニングルームに限る。）

体育館（トレーニングルームに限る。）

種別		区分		
		個人		
		単位時間	利用料金	
体育館	トレーニングルーム	2時間以内	高齢者（65歳以上）	150円
			障害者	150円
			上記以外の者	520円
		1時間以内	高齢者（65歳以上）	80円
			障害者	80円
			上記以外の者	260円

種別		区分		
		個人		
		単位時間	利用料金	
体育館	トレーニングルーム	2時間以内	高齢者（65歳以上）	150円
			障害者	150円
			上記以外の者	480円
		1時間以内	高齢者（65歳以上）	80円
			障害者	80円
			上記以外の者	240円

水泳場

水泳場

種別	区分	団体		個人	
		単位時間	利用料金	単位時間	利用料金
水泳場	1コース2時間以内	50メートルプールにあっては9,360円、25メートルプールにあっては6,240円	6月から9月までの間 にあっては 2時間以内、 10月から5月までの間 にあっては 1回	大人	520円
				高齢者(65歳以上)	150円
				小人(小・中学生)	150円
				幼児	無料
				障害者	150円
				障害者	無料

種別	区分	団体		個人	
		単位時間	利用料金	単位時間	利用料金
水泳場	1コース2時間以内	50メートルプールにあっては8,640円、25メートルプールにあっては5,760円	6月から9月までの間 にあっては 2時間以内、 10月から5月までの間 にあっては 1回	大人	480円
				高齢者(65歳以上)	150円
				小人(小・中学生)	150円
				幼児	無料
				障害者	150円
				障害者	無料

改正後					改正前																
庭球場・野球場	区分	団体	1時間以内	(小・中学生に限る。)	無料	庭球場・野球場	区分	団体	(小・中学生に限る。)	無料											
				障害者の介護者(区長が定める人数に限る。)	無料				障害者の介護者(区長が定める人数に限る。)	無料											
				大人	260円				1時間以内	大人	240円										
				高齢者(65歳以上)	80円				高齢者(65歳以上)	80円											
				小人(小・中学生)	80円				小人(小・中学生)	80円											
				幼児	無料				幼児	無料											
				障害者	80円				障害者	80円											
				障害者(小・中学生に限る。)	無料				障害者(小・中学生に限る。)	無料											
			障害者の介護者(区長が定める人数に限る。)	無料				障害者の介護者(区長が定める人数に限る。)	無料												
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>単位時間等及び利用料金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>規則で定める単位時間</td> </tr> </table>					区分	団体		単位時間等及び利用料金		規則で定める単位時間	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>単位時間等及び利用料金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>規則で定める単位時間</td> </tr> </table>					区分	団体		単位時間等及び利用料金		規則で定める単位時間
区分	団体																				
	単位時間等及び利用料金																				
	規則で定める単位時間																				
区分	団体																				
	単位時間等及び利用料金																				
	規則で定める単位時間																				

改正後						改正前									
種別		1面1時間につき				種別		1面1時間につき							
		平日		日曜日、土曜日及び休日				平日		日曜日、土曜日及び休日					
庭球場		1,440円		1,720円		庭球場		1,200円		1,440円					
野球場		2,010円		2,370円		野球場		1,680円		1,980円					
陸上競技場						陸上競技場									
区分		団体				個人		区分		団体					
		単位時間等及び利用料金								単位時間等及び利用料金		単位時間等及び利用料金			
種別		規則で定める単位時間		全日		規則で定める単位時間		種別		規則で定める単位時間		全日		規則で定める単位時間	
		1時間につき		午前9時から午後5時まで		1時間につき				1時間につき		午前9時から午後5時まで		1時間につき	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日			平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
陸上競技場		5,680円	6,760円	38,880円	46,650円	140円	160円	陸上競技場		4,740円	5,640円	32,400円	38,880円	120円	140円
附帯設備						附帯設備									
種別		区分		団体		種別		区分		団体					
				単位時間等				利用料金				単位時間等		利用料金	
夜間照明		庭球場		1面1時間につき		820円		夜間照明		庭球場		1面1時間につき		820円	
		野球場		1面1時間につき		3,300円				野球場		1面1時間につき		3,300円	
		陸上競技場		1時間につき		2,470円				陸上競技場		1時間につき		2,470円	
電子計測器		陸上競技		1式1回		3,000円		電子計測器		陸上競技		1式1回		3,000円	

改正後				改正前			
	場				場		
駐車場				駐車場			
単位時間		利用料金		単位時間		利用料金	
自動車 1 台	30分以内	100円		自動車 1 台	30分以内	100円	
備考				備考			
<p>1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 トレーニングルーム及び水泳場を個人で使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては<u>130円</u>、高齢者、小人及び障害者（小・中学生を除く。）にあつては40円を徴収する。</p> <p>3 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を領収する場合の施設の利用料金は、当該規定利用料金の2倍の額とする。</p> <p>4 興行を目的とする場合の施設の利用料金は、入場料を領収する場合の利用料金の2倍の額とする。</p> <p>5 主競技場の面積の2分の1を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の2分の1の額（<u>10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額</u>）とする。</p> <p>6 庭球場若しくは野球場又は附帯設備（夜間照明に限る。以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。</p> <p>7 <u>第6条第3項</u>の規定により陸上競技場のトラックを使用する場合の利用料金は、陸上競技場の団体の区分での使用に係る利</p>				<p>1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 トレーニングルーム及び水泳場を個人で使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては120円、高齢者、小人及び障害者（小・中学生を除く。）にあつては40円を徴収する。</p> <p>3 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を領収する場合の施設の利用料金は、当該規定利用料金の2倍の額とする。</p> <p>4 興行を目的とする場合の施設の利用料金は、入場料を領収する場合の利用料金の2倍の額とする。</p> <p>5 主競技場の面積の2分の1を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の2分の1の額とする。</p> <p>6 庭球場若しくは野球場又は附帯設備（夜間照明に限る。以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。</p> <p>7 第6条第2項の規定により陸上競技場のトラックを使用する場合の利用料金は、陸上競技場の団体の区分での使用に係る利</p>			

改正後			改正前																		
用料金の8割の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 2 世田谷区立二子玉川緑地運動場 サッカー場等			用料金の8割の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 2 世田谷区立二子玉川緑地運動場 サッカー場等																		
種別	区分	団体	種別	区分	団体																
		単位時間等及び利用料金			単位時間等及び利用料金																
		規則で定める単位時間			規則で定める単位時間																
		1面1時間につき			1面1時間につき																
	平日	日曜日、土曜日及び休日		平日	日曜日、土曜日及び休日																
サッカー場	930円	1,090円	サッカー場	720円	840円																
少年サッカー場	930円	1,090円	少年サッカー場	720円	840円																
球技場	930円	1,090円	球技場	720円	840円																
野球場	930円	1,090円	野球場	720円	840円																
少年野球場	930円	1,090円	少年野球場	720円	840円																
駐車場 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単位時間</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>日曜日、土曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車1台 30分以内</td> <td>無料</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>			単位時間	利用料金		平日	日曜日、土曜日及び休日	自動車1台 30分以内	無料	100円	駐車場 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単位時間</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>日曜日、土曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車1台 30分以内</td> <td>無料</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>			単位時間	利用料金		平日	日曜日、土曜日及び休日	自動車1台 30分以内	無料	100円
単位時間	利用料金																				
	平日	日曜日、土曜日及び休日																			
自動車1台 30分以内	無料	100円																			
単位時間	利用料金																				
	平日	日曜日、土曜日及び休日																			
自動車1台 30分以内	無料	100円																			
備考 1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。 2 使用者が入場料を領収する場合の施設の利用料金は、当該規定利用料金の2倍の額とする。 3 興行を目的とする場合の施設の利用料金は、入場料を領収す			備考 1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。 2 使用者が入場料を領収する場合の施設の利用料金は、当該規定利用料金の2倍の額とする。 3 興行を目的とする場合の施設の利用料金は、入場料を領収す																		

改正後	改正前
<p>る場合の利用料金の2倍の額とする。</p> <p>4 施設の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、施設を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。</p> <p>5 小学生又は中学生を主な構成員とする団体が少年サッカー場又は少年野球場を使用する場合の当該利用料金は、無料とする。</p>	<p>る場合の利用料金の2倍の額とする。</p> <p>4 施設の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、施設を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。</p> <p>5 小学生又は中学生を主な構成員とする団体が少年サッカー場又は少年野球場を使用する場合の当該利用料金は、無料とする。</p>